

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

第2回相談支援専門部会・地域生活支援専門部会合同開催 次第

令和4年12月2日(金) 午後2時から

文京区民センター3-A会議室

1 開会

2 議題

(1) 令和5年度相談支援専門部会・地域生活支援専門部会の統合について

【資料第1号】

(2) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会優先協議課題について

【資料第2号】

3 その他

令和5年度 相談支援専門部会・地域生活支援専門部会の統合について

1 部会名称

相談・地域生活支援専門部会

2 検討事項

相談支援に関する課題や問題点を分析し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

※ 下線部が地域生活支援専門部会の検討事項

3 議題案

- ・居住支援について
- ・切れ目ない支援について

4 委員

令和4年度に就任承諾をいただいた両部会の委員のうち20名程度

※ 令和5年度から令和6年度までを任期とする新たな就任承諾をいただく。

5 事務局

当面、障害者基幹相談支援センターと障害福祉課により合同で運営

6 スケジュール

令和4年10月28日 第2回親会にて提案、承認

令和4年12月2日 相談支援専門部会・地域生活支援専門部会
合同部会にて各委員へ説明

令和4年12月 要綱改正手続き

令和5年1月以降 令和5年度の議題・運営等について協議

【資料第2号】

令和4年度 障害者地域自立支援協議会 優先協議課題について

令和4年12月2日（金）

第2回相談支援専門部会・地域生活支援専門部会
合同開催

これまでの経過

7月 第1回各部会開催

それぞれ地域課題が上がる

「相談支援専門部会」と「地域生活支援専門部会」にて同じ地域課題が議論されていることから、次年度に統合することについての意見が上がり、合意が得られる

8/19 運営会議

優先協議課題を決定

10/7 第2回障害当事者部会

優先協議課題に関する意見や経験等を聞く

優先協議課題に関する意見や解決するための方策を協議

10/28 第2回自立支援協議会（親会）

2つの部会を統合することが承認

第2回相談支援専門部会・地域生活支援専門部会 合同開催

令和4年度 優先協議課題

- ▶ 第1回運営会議にて協議した結果、令和4年度の優先協議課題を（1）、（2）とすることを決定しました。

（1）切れ目ない支援

（2）居住支援

【運営会議】

会長、副会長、部会長、事務局により協議会のあり方、課題整理等を検討する場

(1) 切れ目ない支援 ①年代ごとの切れ目

▶ 子ども → 大人

出生時→保育園・幼稚園→小中学校→高校・大学等→就職等

▶ 大人 → 高齢者

障害福祉サービス→介護保険サービス

- 各年代の支援者によるアセスメント情報等の引継ぎが不十分
- 情報の引継ぎを行うツールも保護者等の負担により活用不足

(1) 切れ目ない支援 ②分野ごとの切れ目

▶ 支援機関の分野

相談支援、就労支援、権利擁護、保健・医療、介護、教育 等

- ▶ ケースにおける問題が様々な分野にまたがることもあり、分野別の支援者同士で連携することの重要性が増している。

- 支援者間で情報やアセスメントの内容が共有できていない
- 専門以外の知識が不足しており、質問や相談に応えられない。他分野の支援機関との関係が薄く、困り事を相談しにくい。

(1) 切れ目ない支援
イメージ図

①年代の切れ目



高齢者

大学・就職後

中学校・高校

小学校

保育園・幼稚園

生まれた時



相談支援

就労支援

権利擁護

保健・医療

教育

介護

②分野の切れ目



(2) 居住支援 ①家賃の高さ

- ▶ 文京区は23区内でも比較的家賃が高い。
→障害者の住まいが見つかりにくい。



- ▶ 借家に居住する1か月あたりの平均家賃（平成30年）

23区 88,491円

文京区 102,833円（23区より約14,000円高い）



- ▶ 借家に居住する1か月あたり家賃の割合（平成30年）

10～15万円未満 22.9%（最多）

8～10万円未満 21.7%

6～8万円未満 21.7% ※H30住宅・土地統計調査（5年に1度実施）結果より抜粋

(2) 居住支援 ②入居の制限・条件

- ▶ 不動産業者が障害者の入居の制限や条件をつけている場合がある
- ▶ 障害者に対して入居の制限を行っている家主
とても多い 30% 多い 30%
- ▶ 入居の条件（一例）
 - ・ 24時間対応の緊急連絡先、トラブル時等の相談先
 - ・ 定期的な安否確認、見守り
 - ・ 家賃滞納時における関係者の速やかな対応

※居住支援協議会アンケート調査結果より抜粋



(2) 居住支援 ③親の高齢化

- ▶ 同居している親が病気になったり、逝去した場合
→親の介助を受けながら生活していたため、一人暮らしが難しい。
- ▶ 新たに入居するマンションやアパートを見つけることも難しい。
- ▶ 親と暮らすことができなくなるまで支援者や地域と繋がりがない。
→相談先が分からず、親亡き後等の対応を事前に考えられない。



(参考) 区における住宅確保の取組み

▶ 住宅登録事業「すまいる住宅」

住宅の確保に配慮を要する高齢者・障害者等の入居を拒まない民間賃貸住宅として、住宅オーナーによって区に登録された住宅です。「すまいる住宅」では、入居者や住宅オーナーの安心のために区が様々な見守りサービスを提供します。

※見守り対象は原則、高齢者世帯ですが、希望に応じて障害者世帯等も利用できます。

▶ 入居者募集中のすまいる住宅（11月8日時点） 19戸

家賃（共益費込み） 最低7万円～最高10万5千円

【内訳】 7万円台10戸 8万円台5戸 9万円台3戸 10万円台1戸

(参考) 区における住宅確保の取組み

▶ 「すまいる住宅」の見守り体制

- ・ 24時間のうちに電球の点灯・消灯がないとメール送信
- ・ 緊急通報装置の設置 ・ 週1回の警備会社からの安否確認
- ・ ライフサポートアドバイザーによる月1回の連絡や随時の生活相談

【ライフサポートアドバイザー】

区のシルバーピア（高齢者専用住宅）に配置。日常生活のサポートや生活指導、相談業務を行うケアの専門家

▶ すみかえサポート事業

連帯保証人の確保ができないために、区内民間賃貸住宅への住み替えが困難な場合に、区と協定を締結した民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、一定の収入要件を満たした場合には初回保証料の一部（上限5万円）を助成します。

障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

- ▶ 第2回障害当事者部会において、障害当事者委員のみなさまから、優先協議課題に関する意見や経験を教えてもらいました。

出席した障害当事者委員

- ・ 視覚障害 1名
 - ・ 知的障害 2名
 - ・ 精神障害 1名
 - ・ 発達障害 1名
- 計 5名



障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

(1) 切れ目ない支援 (GH=グループホーム)

- ▶ **保健師**の支援を受け、GHに入居した。その後、**GH職員**の協力もあり、一人暮らしの住まいが見つかった。今は**ヘルパー**の支援を受けながら一人暮らししている。
→様々な支援者と関わりながら生活されてきた。
- ▶ 学生の当時は、困り事があっても自分一人で何とかするべきという風潮があった。相談できる場があれば変わったかもしれないが、その情報を社会や当事者が受け入れられる時代ではなかったかもしれない。
- ▶ 今まで母が生活に必要な物（季節の変わり目に合わせて買い替える衣類や靴底がすり減った靴など）を買ってくれていたが、母がいなくなったらどこに何が売っているか知らないから不安。

障害当事者部会 当事者委員の意見・経験等

(2) 居住支援

- ▶ 現在は親と生活しているが、将来、親が逝去した際に一人暮らしでできるか心配。
- ▶ 自身の障害に応じたGHは少ないため、GHに入れないのではと不安に思う。
- ▶ GHから出て一人暮らしする際に、生活保護受給者を受け入れてくれる住まいがなかなか見つからなかった。
- ▶ GHでなくても支援を受けて一人暮らしできるならば文京区に住み続けたい。
- ▶ GHに入る前は、自由に外出できるのか、どんな世話人がいるのか、利用費を支払えるのか、GHから通所施設に通えるのか、様々な不安があった。

第2回障害者地域自立支援協議会における意見等

(1) 切れ目ない支援

- ▶ 支援者同士でいつでも相談し合えるように垣根をなくし、情報共有のための窓口を広く持つておくことが切れ目ない支援につながる。
- ▶ 新たな支援者に一から説明することが負担という当事者の意見があるため、本人と事業所等で共有できる統一のツールがあるといい。
- ▶ 児童の保護者や教員に対して、新たに関わる支援者の役割・機能の説明をしっかりとすると次の支援者に安心してつながってもらえる。
- ▶ 研修会やグループワークの場などで普段関わりのない支援者と接して、お互いの考え方を共有することが信頼関係の構築につながる。
- ▶ 就労時につまずく方が多いが、教育の段階で支援を受けていると自身の特性の理解が早く、円滑に支援できる。教育と就労に関わらずライフステージを通じた支援がつながっているという視点を支援者が持つことが重要。

第2回障害者地域自立支援協議会における意見等

(1) 居住支援 (GH=グループホーム)

- ▶ 家賃が7万円としても光熱水費等を含むと9万円ほどになり、その程度の収入がない方が文京区に住むためには補助等の支援が必要となる。
- ▶ 生活保護の住宅扶助のみでは家賃を支払うことができない。
- ▶ ホテルやマンション等の一部の階を活用するGHの形態を住宅政策として検討できないか。
- ▶ 土地を所持している当事者の親族が土地をグループホームに活用したいという考えがあっても、相談先が分からないかもしれない。
- ▶ 障害福祉サービスの自立生活援助の事業所は区内にない。ニーズがないから実施する事業所がないのか、ニーズはあるがサービスの提供ができていないのか、検証するべき。

第2回相談支援専門部会・地域生活支援専門部会

事前回答の依頼

第2回相談支援専門部会・地域生活支援専門部会が合同開催となります。

2つの部会委員が一堂に会する為、議題2「令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会優先協議課題について」の協議を円滑に行うために、部会開催前に委員の皆様よりご意見を集めます。

回収したご意見は事務局で取りまとめ部会前日までにメールでの共有及び、当日の机上配布を予定しております。尚、区HP等への資料掲載時に委員名は記載されません。

つきましては、以下についてのご回答をQRコードより入れますGoogleフォーム、またはメール・FAXにてお願い致します。

記

【資料第2号】の内容をふまえて、各優先協議課題を解決するための具体案について、ご意見をお願いいたします。

(1) 切れ目ない支援について

(2) 居住支援について

(3) その他ご意見

ご回答はこちらのQRコードより
Googleフォームにてご回答ください



<https://forms.gle/6ZGgLwfpbr1SUcjx5>

※メール・ファックスでの回答も可能です。裏面の用紙をご利用ください。

期限：令和4年11月29日（火）まで

第2回相談支援専門部会・地域生活支援専門部会 事前回答

送信先 文京区障害者基幹相談支援センター 行

FAX番号：03-5940-2904

e-mail：hope@bunkyo-kan.or.jp

委員名：_____

(1) 切れ目ない支援について

(2) 居住支援について

(3) その他ご意見